

マイナ保険証利用のご案内



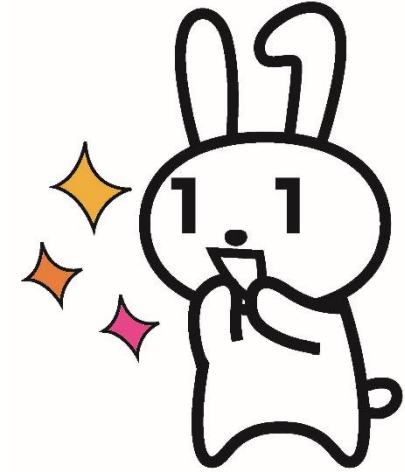
ネスレ健康保険組合
～私たちとネスレの輝かしい未来へ～



マイナンバー ₁

もくじ

- [マイナ保険証について](#)
- [資格確認書について](#)
- [資格情報のお知らせについて](#)
- [資格取得後の医療機関受診について](#)
- [\(参\) マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせ 比較表](#)



健康保険証は2025年12月2日で廃止
医療機関の受診はマイナ保険証で！



マイナンバー
PRキャラクター
マイナちゃん

今から使おう！マイナ保険証 利用するメリットは？？？

メリット① データに基づくより良い医療が受けられる

過去に処方されたお薬や特定健診などの情報を医師や薬剤師に口頭で正しく伝えることは大変ですが、マイナ保険証を利用して情報提供に同意することで、過去に処方されたお薬や特定健診などの情報をスムーズに共有することができます。

初めて受診する医療機関・薬局でも、本人が情報提供に同意すれば、医師・薬剤師がデータを確認することが出来るため、より良い適切な医療が受けられます。

よく覚えていない
お薬があるときに
助かるね



★マイナ保険証とは
保険証利用登録手続きが完了しているマイナンバーカードのこと

メリット② 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除される

従来は一旦全額を支払い受診月の2か月後の月末に還付されるか、事前に限度額認定証の発行申請を行い窓口負担を減らすかの二択でした。

しかしマイナ保険証を利用することで、一旦全額を支払う必要もなく、また事前に限度額認定証の申請手続きをしなくても窓口負担を減らすことが出来るようになります。

負担が減って
助かるわ



メリット③ マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできる

生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合において、その支払った額が一定額を超えるときに受けることが出来る所得控除（医療費控除）の際に、医療費の領収書を管理・保管しなくてもマイナポータルで医療費通知情報の管理が可能となり、e-TAXに連携することで確定申告時の医療費控除申請が簡単にできます。

手続きがとって
も楽になったわ



マイナンバーカードの保険証利用登録手続きは簡単です！


① マイナポータルから申請する




ご自身のスマートフォンやパソコンからマイナポータルにログインをして、マイナンバーカードの健康保険証利用登録をすることができます。



② セブン銀行ATMから申請する



マイナンバーカードの健康保険証利用の 申込みはセブン銀行ATMで!



- お持ちのスマートフォンがマイナポータルアプリ (申込みに必要な専用アプリ) に対応していない方
- スマートフォンをお持ちでない方、スマートフォンの操作に自信がない方

→ **セブン銀行ATMでの申込みは簡単でオススメ!**

ATMでの申込みに必要なもの



マイナンバーカード



利用者証明用
パスワード
(4桁)

ATMの操作に
健康保険証は
不要です。

※マイナポータルおよびセブン銀行ATMでは、顔認証マイナンバーカードなど利用者証明用パスワードをご利用できないカードでは申込みできません。医療機関等の顔認証付きカードリーダーをご利用ください。

対応している医療機関・薬局

このステッカー・ポスターが
貼ってある医療機関・薬局で
使えるようになります



※利用できる医療機関・薬局等については、厚生労働省のホームページで公開しています。

③ 医療機関窓口のカードリーダーから申請する



マイナンバーカードの健康保険証利用に関するお問合せはこちら



マイナンバー
総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間 (年末年始を除く)

平日: 9時30分～20時00分
土日祝: 9時30分～17時30分

マイナンバーカードの保険証利用については厚生労働省HPにも掲載されていますので、ご参照ください。
保険証利用について (被保険者証利用について) | 厚生労働省

マイナ保険証の利用方法

①医療機関受付にある顔認証付きカードリーダー読み取り口にマイナンバーカードを置く

(※カバー等は外す)



②認証方法を選択し、本人確認を行う



③画面の表示に沿って、情報提供の可否を選択



④マイナンバーカードでの受付完了

マイナンバーカードをカードリーダーから取り出してください。
カードの取り忘れにご注意ください!



さらに便利に！スマホをマイナ保険証として利用出来ます

スマホへの登録は簡単！

マイナポータルアプリからスマートフォンでのマイナンバーカード利用申請を行うだけ。

※事前にマイナンバーカードの保険証利用登録が必要です※



iPhoneでの
登録手順は[こちら](#)



Androidでの
登録手順は[こちら](#)

✅ 事前に準備する物



実物の
マイナンバーカード



最新の
マイナポータルアプリ



マイナンバーカード券面入力用
暗証番号(数字4桁)



マイナンバーカードの
署名用パスワード(英数字6～16文字)

マイナ保険証が利用できるようになるまでの流れ

新規加入者の場合

- ① 事業主(会社)が資格取得届等を作成し、健保組合に提出



社員の資格取得届は事業主(会社)が作成しますが、扶養家族の加入には社員からの申請が必要です。



- ② 健保組合が届を受領して加入者情報を中間サーバーへ登録

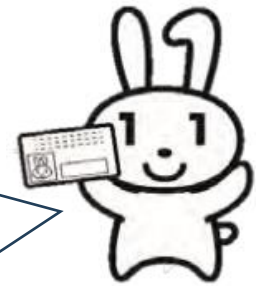


登録をスムーズに行うため、入社時の提出物としてマイナンバー情報を忘れないようにしてください。



- ③ マイナポータルで資格情報が確認できる(医療機関で利用できるようになる)

本人が同意することで、特定健診・薬剤の情報を医療機関等に提供することもでき、より良い医療を受けられます。



★注意★

中間サーバーへの登録完了には届出受領日から概ね**5営業日**かかります。
例) 3/1入社で届出を3/1に受領した場合、登録が完了するのは3/5です。登録情報に不備等がある場合や混雑期(4月や12月など)は更に日数がかかります。
登録完了までに医療機関に行った場合は有効な資格情報が確認出来ないため、医療費を全額負担いただき、後日清算することになります。

★中間サーバーとは

保険者に加入する国民の資格情報や給付情報を副本として管理し、他機関からの情報照会に対して情報の提供を行うシステム

「資格確認書」について



「資格確認書」とは

マイナンバーカードによるオンライン資格確認が出来ない人の被保険者資格を確認するためのもの。分かりやすく言うとマイナ保険証を持っていない人が利用する保険証の代わりとなるものです。

「資格確認書」には有効期限があり、初回の有効期限は令和11年6月30日、以降は4年ごとに有効期限を迎えます。

有効期限内に資格を喪失する場合は今までの保険証と同じく返却が必要です。有効期限を過ぎた場合は、ご自身で廃棄していただいて問題ございません。

「資格確認書」の発行について

資格確認書発行には審査があり、発行までに概ね14日（2週間）程かかります。新規資格取得者のうち、マイナンバーカードを持っていない又はマイナ保険証登録をされていない方に職権で発行しますので、申請は不要です。

★オンライン資格確認とは
マイナ保険証を通して被保険者（被扶養者）が加入している健康保険の資格情報を確認することができるシステム

「資格情報のお知らせ」について



「資格情報のお知らせ」とは

マイナ保険証に移行したことにより、以前の保険証のように券面で自身の健康保険情報（保険者名・記号・番号・資格取得日等）を確認することが出来なくなったため、自身の健康保険情報を簡易に確認するためのものです。

「資格情報のお知らせ」の利用方法

オンライン資格確認が利用できない医療機関を受診する際に「マイナンバーカード」と併せて提示することで、保険診療を受けることができます。

※マイナポータルで「私の情報」/「医療保険の資格情報」を参照できる場合は「資格情報のお知らせ」は不要です。

※「資格確認書」と違い、単体での利用は出来ません。

「資格情報のお知らせ」の発行について

新規資格取得者全員に「すこやかポータル」で配布します。

発行には「資格確認書」と同じく概ね14日程かかります。

資格情報のお知らせをダウンロードするには「すこやかポータル」または「マイナポータル」の登録が必要です、ご注意ください。



健康保険組合からのお知らせ等のタイミング



1日入社の方には毎月10日～15日頃に以下のメールが届きます。

- ・ **※重要※**【●月入社の皆さまへ】健保からのご案内
（内容）保険証発行廃止について・すこやかポータル登録について・健診について
健保の担当について
- ・ オンライン利用登録手続きのご案内
（内容）健保のポータルサイトである「すこやかポータル」の登録手続きメール

「資格情報のお知らせ」

入社後10日～14日程度で「すこやかポータル」にアップロードします。
アップロードされたら「【重要】「資格情報のお知らせ」について」というタイトルのメールが届きます。

「資格確認書」

新規資格取得者のうち、マイナンバーカードを持っていない又はマイナ保険証登録をされていない方には「資格情報のお知らせ」と同じタイミングで発行します。
発行後は事業主経由でお手元に届きます。申請は不要です。

今後、証明書の発行や補助金申請にも利用するので、
「すこやかポータル」の登録は速やかに行いましょう。



資格取得後の医療機関受診について



マイナ保険証をお持ちの場合

＜マイナ保険証の利用登録完了前＞

一旦全額自己負担いただき、後日、健康保険組合に申請して精算する注1又は同月内であれば利用した医療機関の窓口で精算をする。

※精算方法は医療機関によって対応が違うので医療機関にご確認ください。

＜マイナ保険証の利用登録完了後＞

医療機関窓口で提示してご利用ください。

マイナ保険証をお持ちでない場合

＜資格確認書発行前＞

一旦全額自己負担いただき、後日、健康保険組合に申請して精算する注1又は同月内であれば利用した医療機関の窓口で精算をする。

※精算方法は医療機関によって対応が違うので医療機関にご確認ください。

＜資格確認書発行後＞

医療機関窓口で提示してご利用ください。

注1

健保組合に申請して精算する方法は次ページをご確認ください。

「マイナ保険証」の利用登録はおおむね5営業日、「資格確認書」の発行は早くても14日程度かかるので、マイナ保険証を使った方が便利ですね！



健保組合に申請して精算する方法



<提出書類>

- 療養費支給申請書

※医療機関ごと、調剤薬局ごとに申請書がそれぞれ必要となります。

- 領収書（原本）

- 診療報酬明細（原本）

※診療報酬明細とは一般的にレセプトと呼ばれるもので傷病名の記載がされている書類で、領収書と一緒に発行される診療明細書とは別の書類です。

取得には医療機関への依頼が必要です。

※調剤薬局の場合は領収書と一緒に発行される調剤明細書の添付で大丈夫です。

レセプトは不要。

<提出先>

ネスレ健康保険組合 給付担当 宛

〒651-0087

兵庫県神戸市中央区御幸通7丁目1番15号

※社内便でも可（神戸本社 HIS 給付担当）

<申請書類のリンク先>

[医療費を立て替えたとき - ネスレ健康保険組合](#)

※記入見本を必ずご確認ください。

マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせ比較表

| 名称 | 形状 | 取得方法 | 使用目的 | 使用方法 | 有効期限 |
|---------------------------|---|--|---------------------------------|-------------------------------------|--|
| マイナ保険証 | マイナンバーカード  | マイナンバーカード入手後、保険証利用登録を行う | カードリーダーが設置されている医療機関で保険診療を受けるため | 医療機関等設置のカードリーダーで読み取り | 無し マイナンバーカードの電子証明書有効期限は5年（更新は市区町村窓口での手続き） |
| 資格確認書 | A4偽造防止用紙  | 基本的には申請不要。現行保険証の紛失・毀損時は申請書提出※発行に14日程度かかる見込みです。 | マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関で保険診療を受けるため | 医療機関等に提示 | 初回発行時のみ 令和11年6月30日 2回目以降は4年 |
| 資格情報のお知らせ | PDF（A4）  | 申請不要 新規資格取得者には資格取得時に配布。 ※発行に14日程度かかる見込みです。 | オンライン資格確認が利用できない医療機関で保険診療を受けるため | 「マイナンバーカード」等と併せて医療機関に提示 ※単体で使用不可 | 無し |